

論点の項目	コメントの概要
【論点1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理	
[論点1-1] 予測単位積増方式による測定方法等の見直し	将来の昇給は当期の負担に属するものではないため、予測単位積増方式により退職給付債務を測定すべきでない。 将来の昇給が当期の負担に属するものとの立場を採るのであれば、まず、給与そのものについて将来の昇給を加味した方法により費用処理すべきであるが、その様な会計処理がより合理的であるとは感じられない。 予測単位積増方式に代えて、確定給付債務または累積給付債務を用いる方法を採用すべきである。
[論点1-2] 退職給付債務及び勤務費用の測定方法 (3) 割引率の設定方法	(DCF法を用いるのであれば)割引率の設定に当たっては、給付ごとにその支払いの見積時期と整合するデュレーションのリスクフリー債券等の市場利回りを参照すべきである。制度ごとに単一の割引率を設定する場合においても、支払いの見積時期及び金額等を勘案した加重平均に基づく割引率とすべきである。 但し、この方法は合理的であるから採用されるのではなく、超長期の将来キャッシュ・フロー見積に貨幣の時間価値を反映させつつ、企業の選択肢を限定することにより比較可能性を高めるためのものであることを会計基準等に明記すべきである。退職給付債務は、DCF法を適用することにより金利リスクに曝されるが、「割引率以外の仮定の変更により生じる勤務費用の変動」というより本質的かつ独特のリスクを抱えている。従って、退職給付債務が有するリスクに対して市場が要求する利回りを観測することは非常に困難であり、デュレーションを考慮したとしても市場利回りを割引率の基礎とすることが合理的であるとは言えない。 なお、退職給付債務と実際の資金調達手段との代替可能性が乏しい点や事業用資産の多くにDCF法が適用されない現状を踏まえれば、退職給付債務に適用される割引率に当該企業の信用リスクを加味することは不適切である。
【論点2】年金資産及び期待運用収益の会計処理	
[論点2-1] 期待運用収益の取扱い	期待運用収益率には恣意性が介在しやすいとの問題がある一方、これを採用すべき合理的根拠には乏しい。従って、期待運用収益は廃止すべきである。
[論点2-2] 退職給付信託の取扱い	年金資産として認められる退職給付信託の範囲は、現状の要件に加えて、運用手段が現金及び現金同等物、またはリスクフリー債券等に限定された信託契約とすべきである。([論点3-1]参照)
【論点3】貸借対照表で計上する退職給付に係る負債	
[論点3-1] 年金資産と退職給付債務の総額表示	年金資産と退職給付債務との純額表示自体は問題ないが、年金資産の範囲は現金及び現金同等物、またはリスクフリー債券等に限定すべきである。 年金資産と退職給付債務が純額表示されるのは、『年金資産は退職給付の支払いのためのみに使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって、財務諸表の利用者に誤解を与えるおそれがある』ためとされる。しかし、年金資産が公正価値変動リスクや信用リスクに曝されており、かつ当該リスクを実質的には企業が引き続き負担しているのであれば、オフバランス処理によりその事実が不明瞭になることには問題がある。従って、年金資産は現金及び現金同等物に限定すべきであり、有価証券等を含める場合であってもリスクフリー債券等に限定すべきである。
[論点3-2] 制度の積立状況の貸借対照表での計上	制度の積立状況を貸借対照表において計上すべきである。但し、積立超過の制度の状況と積立不足の制度の状況を合算して純額表示することについては容認すべきであると考ええる。
【論点4】数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理	
[論点4-1] 数理計算上の差異の会計処理	引当金の設定目的は適切な期間損益計算にあると考えられるため、数理計算上の差異は全て損益計算書において即時認識すべきである。 遅延認識が必要とされる主な要因として、①退職給付債務の算定が超長期の将来予測を含むため、十分な信頼性をもった見積とは必ずしも言えない点や、②割引率の基礎となる市場利回りや年金資産の公正価値の変動を直接退職給付引当金や退職給付費用に反映させることに対して、長期的視点からは妥当でないと感じられる場合があること等が考えられる。しかし、①については、必要であれば退職給付債務の算定において一定の将来期間以降の部分については引当金に反映させず偶発債務として取り扱う等、より合理的な方法によるべきであり、②については、市場原理を重視する国際的な流れの中においては、市場の短期的変動による影響も退職給付引当金に反映せざるを得ないものと考ええる。
[論点4-3] 過去勤務債務の会計処理	引当金の設定目的は適切な期間損益計算にあると考えられるため、過去勤務債務は損益計算書において即時認識すべきである。
【論点5】損益計算書における退職給付費用に係る表示	
[論点5] 損益計算書における退職給付費用に係る表示	退職給付債務は金利動向によって実際の資金調達手段を代替したり、されたりするものではなく、第三者との間において売買されるものでもないため、財務活動との関連性は希薄である。 DCF法を用いたり、年金資産を控除するのは、あくまでも退職給付に係るより適切な引当額を算出・表示するための技法にすぎないと考えられるため、退職給付費用は全て営業損益に含めることを原則とすべきである。 但し、例外処理として、実際運用収益、利息費用及び割引率の変更に伴う数理計算上の差異について財務損益として表示する方法も容認することは可能と考ええる。